

令和4年度 第1回宮城県農村振興施策検討委員会

開催日時：令和4年6月14日（火）

午後2時から午後4時まで

開催場所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

議 事 録

宮城県 農政部 農山漁村なりわい課

「令和4年度第1回宮城県農村振興施策検討委員会」

司会：ただ今から、令和4年度第1回宮城県農村振興施策検討委員会を開催いたします。
開会に当たりまして、農政部副部長の高澤より挨拶申し上げます。

高澤副部長：農政部副部長の高澤でございます。委員の皆様には、お忙しいところ、令和4年度の第1回宮城県農村振興施策検討委員会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃より本県の農村振興への御指導と御助言を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、農山漁村を取り巻く状況につきましては、高齢化や人口減少の急速な進行、また、これに伴う農業生産基盤の脆弱化や集落機能の低下が懸念されているというところがございます。さらに、近年では、頻発する自然災害や鳥インフルエンザや豚熱などの特定家畜伝染病、また、長期化している新型コロナウイルス感染症への対応など、様々な課題が山積しております。

このような状況の中、本県では、昨年3月に、本日御出席の伊藤房雄先生に取りまとめ役を務めていただいた「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」を策定しております。

その中では、方針の1として「活力ある農村」ということを掲げておりまして、その実現に向けて「関係人口等や多様な地域資源を活用した農村の活性化」、「野生鳥獣被害防止対策へのICTの活用などデジタル化の推進」、「農村地域資源保全活動の推進による多面的機能の維持・発揮」などに、引き続き積極的に取り組んでいくこととしております。さらに、若者や女性が生き生きと活躍できる農村社会の実現に向けて、農業における就労環境の整備等も行なうなど、様々な施策を展開してまいります。

本検討委員会の議事となる多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金及びみやぎの地域資源保全活用支援事業の3つの事業につきましても、農山漁村地域を取り巻く環境が厳しさを増す中、「活力ある農村」の実現に向けて、様々な対策を講じているところがございますので、委員の皆様方には、忌憚のない御意見・御助言をいただければ幸いです。

最後になりますけれども、本日の委員会が本県の農村振興の益々の活性化に寄与することを祈念いたしまして、簡単ではございますが開会のあいさつとさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

司会：ありがとうございました。

続きまして、委員並びに専門委員の皆様には委嘱状を交付いたします。任期は令和4年6月1日から令和6年5月31日までの2年間です。

委嘱状は各お席にてお渡しさせていただきますので、お名前が呼ばれましたら、大変恐縮ではございますが御起立の上、お受け取りいただければと思います。

では最初に、委員の皆様には交付いたします。

令和4年度第1回宮城県農村振興施策検討委員会

国立大学法人 東北大学 教授 伊藤 房雄 様

高澤副部長：伊藤房雄殿。宮城県農村振興施策検討委員会委員を委嘱いたします。任期は令和6年5月31日までとします。令和4年6月1日 宮城県知事 村井嘉浩 代読です。よろしくお願いいたします。

司会：株式会社 河北新報社 論説副委員長 古田 耕一 様

高澤副部長：古田耕一殿。以下同文です。よろしくお願いいたします。

司会：公益社団法人 みやぎ農業振興公社 理事長 江畑 正徳 様

高澤副部長：江畑正徳殿。以下同文です。よろしくお願いいたします。

司会：みやぎ生活協同組合 地域代表理事 齋藤 秋花 様

高澤副部長：齋藤秋花殿。以下同文です。よろしくお願いいたします。

司会：株式会社 日本政策金融公庫 仙台支店 農林水産事業統轄 森本 孝則 様

高澤副部長：森本孝則殿。以下同文です。よろしくお願いいたします。

司会：続きまして、専門委員の皆様へに交付いたします。

加美よつば農業協同組合 常務理事 後藤 利雄 様

高澤副部長：後藤利雄殿。宮城県農村振興施策検討委員会 専門委員を委嘱します。任期は令和6年5月31日までとします。令和4年6月1日 宮城県知事 村井嘉浩。代読です。よろしくお願いいたします。

司会：続きまして ふるさと水と土指導員 上野 孝作 様

高澤副部長：上野孝作殿。以下同文です。よろしくお願いいたします。

司会：以上でございます。本県農業振興施策の推進に御尽力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本日所用により御欠席の報告を頂戴しております。株式会社はなやか 代表取締役 伊藤恵子様。地域社会デザイン・ラボ 代表 遠藤智栄様。石巻専修大学 教授 庄子真岐様。宮城県土地改良事業団体連合会 専務理事 浅野直明様への委嘱状は、後日、

令和4年度第1回宮城県農村振興施策検討委員会

事務局よりお渡しさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

続きまして、本県の職員を紹介させていただきます。先ほど御挨拶をさせていただきました 農政部副部長 高澤でございます。

高澤副部長：高澤と申します。よろしくお願いいたします。

司会：以下、農政部農山漁村なりわい課の職員になります。課長の佐藤でございます。

佐藤課長：佐藤です。よろしくお願いいたします。

司会：副参事兼総括課長補佐の高橋でございます。

高橋副参事兼総括課長補佐：高橋です。よろしくお願いいたします。

司会：交流推進班 技術補佐（班長）の二階堂でございます。

二階堂班長：二階堂です。よろしくお願いいたします。

司会：中山間振興班 技術補佐（班長）の石川でございます。

石川班長：石川でございます。よろしくお願いいたします。

司会：農山漁村調整班 主幹（班長）の芳村でございます。

芳村班長：芳村でございます。本日はよろしくお願いいたします。

司会：最後に、本日の司会を務めさせていただきます四戸と申します。よろしくお願いいたします。

なお、後ろの席に控えております当課の事業担当職員及びオブザーバーとして御出席いただいております宮城県多面的機能支払推進協議会の紹介につきましては、出席名簿に代えさせていただきます。

本日使用する資料につきましては、お手元の当日配布資料一覧のとおりでございます。もし不足などがございましたら、資料説明の前にでも結構ですので、挙手の上お申し出ください。

次に、委員会の開会にあたり、定足数について御報告いたします。本委員会の定足数は委員の半数以上となっておりますが、本日は委員8名のうち5名の御出席をいただいておりますので、農村振興施策検討委員会条例第5条第2項の規定により、本日の会議が成立していることを御報告いたします。

また、本委員会は、県の情報公開条例に基づき公開としており、本日の議事録は後日公開となりますので、あらかじめ御承知願います。

なお、議事録作成のため、本日の会議はICレコーダーにより録音させていただきますので、恐れ入りますが、御発言の際は事務局が持ち回るマイクを御使用願います。

ここで、議題に入ります前に、本委員会委員長と副委員長の選任に移らせていただきます。農村振興施策検討委員会条例第4条第1項の規定により、委員の皆様が互選で決定いただくこととなっております。本来ならば、委員から仮の議長を選出していただき、進行をお願いするところですが、時間の関係もございますので、委員の皆様からお許しをいただければ、引き続き事務局で進行を務めさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか？

委員：異議なし。

司会：ありがとうございます。それでは引き続き事務局の方で進めさせていただきます。

それでは、委員長並びに副委員長の選出に入らせていただきます。委員の皆様から委員長並びに副委員長候補の推薦がございましたら、御発言をお願いします。

委員：事務局に一任します。

司会：事務局に一任という声がありましたがよろしいでしょうか？それでは、事務局といたしましては伊藤房雄委員に委員長を、江畑正徳委員に副委員長をお願いしたいと考えております。御同意いただけましたら委員の皆様の手拍子をもって承認とさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか？

委員：拍手

司会：ありがとうございます。ただ今、拍手をもって御承認いただきましたので、委員長は伊藤房雄委員に、副委員長は江畑正徳委員に決定とさせていただきます。それでは、委員長・副委員長を代表しまして、伊藤委員長に御挨拶を頂戴したいと思います。伊藤委員長お願いいたします。

伊藤委員長：ただ今委員長に選出していただきました東北大学の伊藤と申します。この宮城県農村振興施策検討委員会の委員長という重責が務まるかどうか甚だ心許ないのですが、委員・専門委員の顔触れを見ますと、非常に強力な布陣が敷かれており、内心ほっとしております。

本検討委員会は、農村振興施策検討委員会条例に、「知事の諮問に応じ農村の振興のための施策に関する重要事項を調査・審議するため本委員会を置く」と記載されています。後程にも説明があるかもしれませんが、私なりに解釈すると、様々な交付金事業が適切に

使われているかどうかという審議もあるのですが、冒頭の高澤副部長の御挨拶にもありましたように、宮城県の農村にどうやって賑わいを作っていくのか、それを皆さんから様々な御意見を伺いながら検討していく、そういう委員会と理解しております。恐らく私の役割は、先程も申し上げましたように、多くの知見をお持ちの委員・専門委員の方々の多様な意見を何とか交通整理して着地させることかと思っております。

本委員会ですけれども、多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払交付金事業、それからみやぎの地域資源保全活用支援事業、この3事業の評価・検討が目的にあります。本は、日第1回目の検討委員会ということで、各事業の前年度実績と今年度の事業計画を踏まえながら、それぞれの事業の課題等を議論したいと考えておりますが、私を含めてこの委員会に初めて参加している委員・専門委員の方も少なくないと思いますので、まずは本検討委員会の事務局である農山漁村なりわい課から、今年度を実施する事業の概要などについて報告をいただき、今後の審議に活かしていきたいと思っております。

最後になりますけれども、本日御出席いただいております委員・専門委員の皆さんから忌憚のない御意見・御助言をいただきますとともに、本日の検討委員会が宮城県の農村振興に益々の発展に寄与する実り多いものになりますよう御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。簡単ではありますが、これで私からの挨拶とさせていただきます。

司会：それではこれより議題に入ってまいります。農村振興施策検討委員会条例第5条第1項の規定により、委員長が議長となることになっておりますので、ここからの進行は伊藤委員長にお願いしたいと存じます。伊藤委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

伊藤委員長：はい。それではこれより議長を務めさせていただきます。皆様、円滑な議事の進行に御協力のほどよろしくお願いいたします。

お手元の次第を御覧いただければと思います。本日4番目に報告事項、5番目に議事が(1)から(3)の3つございます。まず始めに、次第の「4 報告事項」を進めさせていただきます。先程も申し上げましたが、本日の委員会は、今年度第1回目ということで、続く5番目の議事における議論の参考にさせていただくために、まずは4番目の報告事項で「農山漁村なりわい課の令和4年度の業務概要について」を説明していただければと思います。それでは事務局からよろしくお願いいたします。

佐藤課長：なりわい課の佐藤でございます。それでは「令和4年度の農山漁村なりわい課の事業概要について」(マイク不良で聞こえず)着座にて説明させていただきます。

お手元の報告資料の1ページを御覧ください。なりわい課の目的でございますけれども、冒頭の挨拶や委員長からもお話いただいたように、人口減少や高齢化が進む中で、農山漁村を維持して活性化するためには、その地域を支える人材の育成であったり、関係人口の拡大に取り組みながら、これらの方々が持続的に地域と関わりを持てるように、あと地域資源を活かしたなりわいを創出して、雇用機会であったり所得の確保を図ることで、持続可能な活力ある農山漁村を実現する、そういったことが、なりわい課の目指す目的と

いうことをございます。

これらを実現するために当課においては、「ひとづくり」や「ものづくり」、交流促進から野生鳥獣対策、農業農村の多面的機能の維持発展、近年であれば農山漁村地域へのICTの活用など、下段の方にございます20の事業によって、農山漁村地域の振興に取り組んでいるという状況でございます。

続いて2ページを御覧いただきたいと申います。当課の施策の体系と予算になってございます。大きく4つのカテゴリーに分けてございます。

Iでございますけれども「地域資源を活かした産業振興と都市との交流拡大」で、主に関係人口の拡大を図るための各種交流事業や、これらを進めるための体制整備の事業でございます。

IIでございますけれども「農山漁村地域を支える組織と人材の育成・確保」で、地域を守っていくための組織活動や創意工夫あふれる独自の取組、また、地域を牽引するリーダーの育成などを図るための事業として取り組んでございます。

IIIでございますけれども、「なりわいの創出・支援による地域内経済循環の推進」として、新たな事業やサービスを創出して、農山漁村地域に所得と雇用機会の確保を図るものです。具体的には、地域資源を活用した商品開発や販路開拓支援、運営体制の整備や、これらに取り組む方々の人材育成を支援していくものでございます。

3ページ目に移っていただいて、IVで「安心して暮らせる農山漁村地域の生活環境づくり」といたしまして、農村の集落排水の整備や保全、農地の整備、鳥獣害防止対策など、農村地域の生産基盤と生活環境の整備を行うための事業に取り組んでいるというところでございます。

令和4年の予算規模でございますけれども、人件費・事務費を除いて約4,200,000千円の事業費・予算でもって取り組んでいるというような状況でございます。

本日、この中で御審議いただく多面的機能支払交付金が約2,200,000千円、中山間地域等直接支払交付金については265,000千円と、当課の予算の約6割を占める予算規模ということになっております。これはあくまでも金額ベースの話ということではございますけれども、そういった構成になってございます。

それでは、当課の主要事業についていくつか御紹介させていただきたいと申います。お手元の資料の4ページを御覧いただきたいと申います。始めに令和のむらづくり推進事業でございます。先程の施策体系で、I～IIIに係るものでございまして、農山漁村地域の活性化を図るために必要な「ひとづくり」や「ものづくり」、「ことづくり」に取り組んでいるという事業でございます。農山漁村地域については、現状高齢化であつたり人口減少が進みまして、耕作放棄地の増加であつたり、地域保全に係る協働活動の存続の危機など、集落機能の低下が見受けられます。このような状況を解決するために地域を支える多様な人材の育成確保が必要であると申考えております。

そこで、「ひとづくり」として地域を牽引する人材の育成と集落外の人材を活用する体制の整備、「ものづくり」として地域にある地域資源を活用した新たなビジネス、いわゆるなりわいの創出や、「ことづくり」として地域に人を呼び込んで交流や関係人口を拡大

していくための受入態勢の整備，これらを行っているということでございます。これら3つの柱が相互に関連しあって，持続可能な取組を作ることで，農山漁村のなりわいが創造されていくものと考えてございます。

本年度の取組といたしましては，「ひとづくり」に関しましては，1にある人材育成，集落機能の強化を図るために集落体制づくり支援事業という事業に取り組んでございます。県内の6地域を選定して，地域資源の活用や，地域課題の解決に向けたワークショップの開催，あとは地域を担う人材の育成，情報発信を行ってまいります。

具体的な例といたしましては，丸森町の大張地域では，棚田を核に関心のある地域内外の方と交流を重ねて，棚田の維持活用に関する「沢尻棚田の未来を考える会」といったものを開催しながら，棚田を核とした関係人口の拡大を図っていくという取組がございます。また，大崎市の鬼首地区では，地域の伝統芸能でございます「鬼首神楽」の伝承に向けたサポート人材や舞手の確保といった取組を行っているという状況でございます。さらに，専用のマッチングサイト等を活用して，みやぎの応援人材マッチングという県の特設コーナーを開設してございます。地域で応援を求める人と地域の活動に関心があって応援を行いたい人をマッチングして援農等の取組を行うというもので，令和3年度については13件のマッチングが成立しています。具体的には，エゴマ生産の援農ボランティアや，竹林の伐採等の活動を一緒にやっていただくという取組がなされています。これらについては令和4年度も引き続き取り組んでまいります。

5ページを御覧いただきたいと思っております。今申し上げたように，多様な人材を活用しながら地域づくりを推進していくということで，それぞれ人材の方へどう関わっていただくかということを整理したものでございますが，一般の県民の方々や企業・学生，県職員など，こういった人材を活用しながら地域活動の支援に取り組んでいくということでございます。

一般県民・民間団体の方々には，先程説明した集落体制づくり支援事業やみやぎの応援人材マッチングで集落に関わっていただくということで，大学生に関しても集落体制づくり支援事業で，尚絅学院大学は栗原市の蓬田地区で，石巻専修大学は登米市の沢田地区で，若者の視点や専門知識を活かしながら，農作業体験やワークショップを通じて地域と継続的な関係の構築に取り組んでいるという状況でございます。また，学生に関しては，みやぎ INAKA ゼミというものを新たに設置しています。県内の農山漁村に関心がある学生さんの「こんなことやってみたい」とか「あんなことをやってみたい」「こんな人に会ってみたい」といった思いを形にするサークルとして，現在は定期的な交流会を行っています。現地での収穫体験や郷土料理の調理体験，こういったものを通じて地域の方々と交流していただきながら，農山漁村に関心を持っていただくという取組でございます。本年度は既に先程紹介した丸森町大張地区の棚田で，田植え体験と地域農業者との交流を行っているという状況でございます。さらに，企業との交流による関係人口の拡大や，本年度からの新しい取組として，県庁みやぎの INAKA 応援し隊というネーミングで県職員として，培った知識や経験を活かして，勤務時間外にはなりますけれども，農山漁村地域への支援を行うという取組を開始しています。現在，県職員の会員登録数が13名で，今後は

応援マッチングサイトで地域からニーズがあったものに対して現地で対応する予定にしています。

4ページに戻っていただきまして、ものづくりに関しては、地域資源を活用した新たなビジネスを創出するため、こういったことに取り組む地域運営組織に対して、地域資源の掘り起こしや、利用方法、販売戦略、情報発信といったことの支援をしているという状況でございます。併せて、地域食材とその他の多様な資源を活用したペアリング商品、サービスの開発支援を行っています。具体的には栗原市の杉の間伐材で作られた木箱に仙南の蔵王エリアの農産加工品を詰め合わせた「里山マリアージュギフト」としてテスト販売を行っているという状況でございます。

ことづくりに関しては、農山漁村地域に人を呼び込むために、意欲ある農林漁業者や、多種多様な企業・団体又は個人に参画していただき、新たなビジネスモデルを創出するために、農山漁村交流拡大プラットフォームというものを当課で設置しています。交流会や研修会といったものを通じて参加者同士のマッチングに取り組んでいます。さらに、令和4年度については、農山漁村交流拡大プラットフォームに、新たに農泊の推進機能を加えて、都市と農村地域の交流拡大に取り組んでいくという計画をしている状況です。

続いて6ページを御覧いただきたいと思います。農山漁村発イノベーション対策という事業でございます。前年度までは農林漁業者等6次産業化サポート事業として、6次産業化へのサポート事業に取り組んできましたが、国の施策体系も変わりまして、これまでの6次産業化の支援に関しては、どちらかという農林漁業者が自ら加工したものを販売するといった取組を支援してきたところでございますが、新たなイノベーション対策では、これら6次産業化にとどまらない農村の資源をフルに活用して他分野と組み合わせることで新たな事業や雇用機会を創出するといった取組を支援してまいります。これらを進めるためには、農林漁業者はもちろん地元の企業など、多様な主体が連携して取り組む事業を支援していく必要がございます。資料の右側に取組事例としていくつか記載しています。例えば、農業・文化と観光を組み合わせた農泊の取組や、野生鳥獣と加工販売の取組主体をマッチングして捕獲する側と肉を利用する側の連携でジビエ振興を図る取組、また、この他にも例えば民間事業者が地域の間伐材等の廃材を利用して取り組む再エネ事業や、農業者が棚田を1つの資源として交流イベントを開催するなど、こういったこともイノベーション事業のエリアになっているということで、事業対象はかなり間口が広がってきているのですが、当然ながら農林漁業者が従来から取り組んでいる6次化産業化には引き続きしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

7ページですが、これらを推進するための事業体系図になってございます。6次化産業化というものに取り組むきっかけである芽づくりから人材育成、あとは商品開発や試作研究や商品化、こういったものを発展段階に応じて支援をしていくという事業体系で進めていく考えでございます。これらの取組を推進することで、下の目標の姿でもありますけども、「賑わいのある農山漁村」、「儲かる農林水産業の実現」を目指してまいりたいと思っております。

最後に近年農村地域で深刻な問題となっている鳥獣被害対策でございます。資料8ペー

ジ御覧いただきたいと思います。令和4年度の鳥獣被害対策事業でございますけれども、予算規模で510,000千円を超える金額となっております。この95%位は、市町村が被害防止計画に基づいて、捕獲や集落の環境整備、侵入防止柵等を設置するための費用に活用されます。県は、市町村が取り組む鳥獣被害防止対策の効果が上がるように、市町村間や県と県との広域連携の体制構築といった支援や、鳥獣対策のための人材育成又はICT等を活用した捕獲の省力化の実証事業を行っていくということでございます。

9ページを御覧いただきたいと思います。野生鳥獣の農作物被害でございますが、東日本大震災後に被害が増加・増大してきたのですが、平成26年度をピークに一旦は減少傾向になり、増減を繰り返していたのですが、令和2年度になってピークの平成26年に迫る190,000千円の被害が発生しているという状況でございます。

鳥獣の獣種別でございますが、被害の約半分はイノシシでございます。次いでハクビシン、シカ、こういったものの順で被害が出ているということでございます。鳥類に関しては32,000千円の被害がございますけれども、このうち13,000千円はカラスによる被害でございます。これらの被害防止対策を図るために、先程説明した予算に関して、国の鳥獣被害防止対策交付金を活用しております。予算の規模も平成30年度から比べると令和4年度については約3倍に増加しているという状況でございます。

10ページを御覧いただきたいと思います。野生鳥獣の捕獲状況でございます。最も多いのはイノシシで、次いでニホンジカとなっております。令和2年度の実績値ではございますけれども、令和3年度の速報値についてはイノシシが5,064頭で、ニホンジカが4,757頭でございます。ただこれは、あくまで有害捕獲の分でございまして、いわゆる農林水産省の管轄分でございまして、環境省で行っている指定管理捕獲の狩猟を含めると、令和2年度のイノシシの捕獲頭数は12,837頭、ニホンジカで5,111頭捕獲しています。かなり多くなってきているという状況でございますが、被害の軽減を図るために侵入防止柵の整備も行っております。平成22年度から各市町村で防止策を設定してございまして、令和3年度までに総延長がワイヤーメッシュで925km、電気柵で664km、その他フェンス等で78km、県全体では1,666kmの整備が行われているという状況でございます。令和4年度についても引き続き整備を行っていく予定としております。

令和4年度の主な取組として、有害捕獲に関しては、イノシシは3,761頭の捕獲を計画してございます。豚熱の影響もあって若干捕獲頭数が下がっているという状況もございます。シカについては3,498頭の計画をしていますし、防護柵については219kmの延長を計画しているところです。

あとは大きなところで大崎市と七ヶ宿町で、処理施設を整備する予定にしています。大崎市では捕獲した後に処理するための減容化施設、ジビエ振興として獲ってきたイノシシの肉を利用するための食肉加工施設の整備が予定されていますし、七ヶ宿では、従来は穴を掘って埋めるか又は焼却炉で焼却していたのですが、大崎市と同様に減容化施設で処理をするという計画に取り組んでいる状況です。

12ページに取組事例を付けさせていただいたのですが、これについては後程御覧いただくようお願いしたいと思います。以上で終わります。

伊藤委員長：どうもありがとうございます。ただ今の事務局の説明に対して、確認したい点や御質問等がありましたら、どなたからでも結構ですので、御発言をお願いいたします。はい、では江畑委員からお願いします。

江畑委員：はい。11ページの大崎市の取組を紹介いただいた中で、食肉加工処理施設の共用開始予定が令和5年ということのようですが、シカについては既に何ヶ所か県内でも加工処理施設が動いています。イノシシの場合、放射性物質の検査体制が確立されないと出来ないということだと思っております。この辺の見通しはどういった状況になっているのか教えていただければと思います。

佐藤課長：供用開始にあたっては、放射性物質の関係と豚熱の関係もございまして、放射性物質については、既に石巻で3施設ほど処理をして食肉利用しているということがございまして、今回のイノシシについても、シカと同様に部分的な解除が出来るように自然保護課と協議を重ねながら国に協議を進めていくということを計画しています。豚熱についても家畜防疫対策室等と、どういったことであれば家畜等に影響を与えないように検査を行ってジビエ肉等で利用できるかという協議を進めている段階で、いずれにしても利用にあたっては、全頭PCR検査で感染していないことを確認した肉を利用するというような、そういった体制の構築を今進めているという状況でございます。

江畑委員：ありがとうございます。

伊藤委員長：よろしいですか。他はいかがでしょう。古田委員。

古田委員：2ページの予算の関係ですが、農山漁村地域を支える組織と人材育成確保のところの多面的機能支払交付金事業費で、委託料1,000千円で多面活動による地域への波及効果の検証とあるのですが、具体的にはどういったことをやるのでしょうか？

二階堂班長：こちらの1,000千円の委託費ですが、国の関連施設である農研機構に委託をしております。令和2年度から今年度まで調査期間が3ヶ年で、令和2年度と3年度については、実際に活動している地域の組織に、地域の状況を聞き取りさせていただいております。上手くいっている組織もあれば、継続が怪しい組織など、色々な組織を抽出して2ヶ年で色々お話を聞かせていただきました。それに基づきまして、今年度は多面的機能支払交付金が入ったことで地域のコミュニティの形成にどう寄与したかなどを効果検討していきたいと考えております。

伊藤委員長：よろしいですか？

古田委員：はい。

伊藤委員長：他にいかがでしょうか。それでは私から、交付金や補助金など国から来る予算についての質問です。大半は農林水産省の予算になると思いますが、他省庁の予算はどういったところに、どういったものが付いていますか。例えば、内閣府や総務省などの地方創生絡みの予算です。

佐藤課長：地方創生推進交付金を使った事業がいくつかございます。2ページの①令和のむらづくり推進事業や②地域資源キャリア人材フル活用事業、こういったものは財源が地方創生推進交付金の事業になってございます。

伊藤委員長：はい。ありがとうございます。要はこの43億円で、なんとかにぎわいづくりや、なりわいを増やさなければいけない。その時に、担当している皆さんの感覚としては「もっとお金があつたら良いのになあ」というのは誰しもが思うところで、1つは国からどうやって様々な取組を通じて交付金を持ってこることができるか、もう1つは民間企業などと上手く連携を図って県内で事業を推進する仕組みを作ることができるかということかと思えます。

他には皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。また後で議事の3つの事業の検討の中で、関連して質問していただければと思います。

それでは事務局からの報告につきましては、一応皆さんに御理解いただいたということで、先に進めさせていただきたいと思えます。ここで、コロナ感染症対策として換気を含めて、休憩を入れさせていただければと思います。予定では、今14時50分の若干前ですが、14時55分まで5分少々お時間いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

－ 5分休憩－

伊藤委員長：はい。それでは委員会を再開させていただきます。これより次第の「5 議事」に入らせていただきます。本委員会では、運営要領の第2条に規定されている事業・制度等について、実施状況の点検、計画的かつ効果的な運営、事業の推進に関する検討を行うこととされております。

本日はその規定に基づいて、3つの事業について昨年度の実績や今年度の計画、課題等について、事業の概要を含めて事務局から説明していただき、その後皆様から様々な御意見・御助言を頂戴できればと思っております。

それでは始めに、議事の「(1) 多面的機能支払交付金事業」について、まずは事務局から説明をお願いいたします。

二階堂班長：はい。私の方から多面的機能支払交付金事業について説明させていただきます。失礼いたしますが、座って説明させていただきます。

配布させていただいた資料の右上に資料1というものがあると思うのですが、こちらと、その後ろに「多面的機能支払交付金のあらまし」というカラーの資料があると思うのですが、こちらを使って説明させていただきます。新任の委員の先生が多いということで、始めに制度について詳しく話をさせていただきます。

この「多面的機能支払交付金のあらまし」を御覧になってください。こちらは農林水産省で制度の説明をする際に作成している資料になりまして、まず1ページを開いていただきまして、「はじめに」とあるのですが、こちらを読ませていただきますと、「農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成などの多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています」ということで、御存知の方がほとんどと思うのですが、水田に水を溜めることによって洪水を防止したり、被害を軽減したりというような効果がございます。あとは水源の涵養ということで、水田に張られた水がゆっくり時間をかけて地下に沁み込むので、地下水が豊かになるというような機能がございます。その他にも色々な機能があるのですが、そういった機能が、農村地域の高齢化や人口減少ということで、集落機能が低下しているという状況にございます。先程言った多面的機能を維持・発揮するために、地域で行う共同活動に対して支援をしているという交付金の内容になります。

具体的に説明しますと、1ページの下段にあります。この交付金は2つの交付金で構成されておりまして、ピンク色の方ですが農地維持支払交付金、あとはブルーの方で資源向上支払交付金と、大きく分けてこの2つの交付金に分かれます。

2ページを見ていただきますと、上段が農地維持支払交付金というもので、地域資源の基礎的な保全活動になります。例えば水路の泥上げや草刈り等ですね。あとは農道の維持・点検というような基礎的な保全活動がこちらの農地維持支払交付金になります。下段の青い方ですが、資源向上支払交付金ということで、こちらは3つに分かれておりますが、まずは中段にあります地域資源の質的向上を図る共同活動ということで、施設の軽微な補修、これは水路のひび割れの補修であったり、農道等の部分的な補修といった活動や、②にあります農村環境保全活動ということで、水路に生息している外来種の駆除であったり、生きもの調査、植栽活動などがこの活動として可能となっております。③として、多面的機能の増進に係る活動ということで、遊休農地の有効活用といった活動ができることになっております。その下にあります2)の施設の長寿命化のための活動ということで、先程は軽微な補修だったのですが、こちらは未舗装の農道を舗装したり、土でできた水路をコンクリート水路に更新したりというような、先程より規模が少し大きい施設の長寿命化のための工事等に使えるというようになっております。1番下段は組織の広域化・体制強化ということで、これは後程詳しく説明をさせていただきます。

3ページになりますが、支援の対象となる組織です。ピンク色の方の農地維持支払交付金ですが、活動組織と広域活動組織の2つに分かれています。概ね集落単位で取り組んでいる組織がほとんどでございまして、構成する構成員としては、こちらは農業者のみで活動ができるというような組織構成になっております。もちろん非農家も参画していただいて全然構わないのですが、特徴としては農業者のみでもできるということです。広域活

動組織は、ある程度集落がまとまって、農地面積でいうと大体200ha以上の農地面積以上で活動する組織を広域活動組織と呼んでいます。こちらにも農業者のみで構成する団体に活動が可能となっております。下にあります資源向上支払交付金ですが、こちらにつきましては、農業者及びその他の者ということで、地域住民や団体などで構成される組織という位置づけになっておりまして、こちらの活動を行う場合は、非農家の参加が絶対条件になっています。大きな違いとしては農業者のみでできるか、非農家も含めての活動かという区分になっております。

4ページから具体的な交付金の活動例です。先程お話ししたとおり、水路の草刈りや泥上げ、ため池の草刈り、農道の維持というような部分が主たる活動です。あとは施設の点検や、年度活動計画を作るというのもこの活動の中に含まれます。

5ページが資源向上支払交付金の共同という部分です。こちらについても先程お話ししたとおり、施設の軽微な補修、水路のひび割れの補修や農道の部分補修といったものができる内容になっています。農村環境保全活動としては、水質調査や外来種駆除、あとは先程お話しした景観形成のための植栽活動、こういったものがこの環境保全活動でできることになっております。③として多面的機能の増進を図る活動として、こちらは9つ、遊休農地の有効活用から広報活動まで、このような活動もできます。詳細はこちらを読んでいただきたいと思っております。

6ページが資源向上支払交付金の施設の長寿命化ということで、コンクリート水路の更新や、ゲートやバルブの更新ができるということになっています。ただ、原則として1工事あたり2,000千円未満というようなルールがございます。

7ページが対象となる農用地ですが、農振農用地区域というのが原則になっております。こちらは各市町村で今後保全すべき農地ということで定められた農地が基本的な活動の舞台になります。あと中段以降は、交付金の交付単価ということで、農地の種類、田・畑・草地ということで、基本的に単価が決められております。例えば農地維持であれば、田であれば10a、1,000㎡で3,000円です。畑であれば2,000円、草地であれば250円と決まっております。あと資源向上支払の共同も同様です。長寿命化に関しても、田であれば4,400円、畑は2,000円、草地が400円で、国によって基本単価は決められておりますが、これの2分の1以上がこの価格未満で、例えば農地維持であれば1,500円以上3,000円までの間で、各市町村の実状に応じて単価を設定することができることになっております。当県では35市町村のうち33市町村で取り組んでおりますが、各市町村においてこの交付単価が決められているという状況になってございます。

8ページが、先程お話しした基本単価をベースに色々な取組の内容によって加算される単価が色々ございます。あとは取組の年数によって単価が75%になったり、あとは6分の5になったり、ちょっと複雑な制度になっておりまして、例えばこの8ページでお話ししますと、基本単価は、共同の場合、田で2,400円ですが、色々な条件によって7種8種類ほど単価が変わってきます。少し複雑な制度になっているのですが、取組内容によってこのような加算措置、あとは単価の違いが発生するという中身です。8ページの下段からは、色々な加算等に対する説明が記載されておりますが、こちらは後程御覧になっていた

だきたいと思います。以上が交付金の概要ということで説明させていただきました。

続いて資料1です。令和3年度の実績と令和4年度の計画について説明させていただきます。

まず1ページを開いていただいて、令和3年度の実績になります。令和3年度の実績でお話ししますと、対象となる市町村数が33、組織数が978組織ございます。認定面積としては74,311ha、農振農用地のカバー率が64%ということで、県内の農振農用地の約3分の2でこの取り組みが行われております。その下にある表が先程お話しした農地維持や共同活動、長寿命化という部分で分けした数字になりますので、これは御覧いただきたいと思います。1番下段が交付額です。これも取組内容によって額が変わってきますが、全体として2,731,000千円程が令和3年度の実績です。内訳としては国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1です。先程課の概要で予算が載っていましたが、あちらは県予算の概要になるので、国費と県費だけの計上になっています。こちらの2,700,000千円は市町村の負担も含めた金額です。

2ページと3ページです。活動実績ということで、取組面積の拡大に向けた関係機関との打合せや各種研修会等を実施しております。3ページの上段ですが、近年事故が多発しておりましたので、安全講習会を当初予定は無かったのですが、講習会等も実施しているという状況です。3ページの下段の広報活動として、広報誌等を発行させていただいて普及に努めております。今日配布資料として「ぐるみ」というのがあったと思うのですが、年3回こういったものを発行して関係市町村、関係組織に配布しているという状況です。

4ページになりますが、こちらの1番下段が事故の発生状況ということで、ほとんどが草刈り中の事故で、転倒だったり滑って転んだりという部分が多いです。あとは令和3年度でいいますと、蜂に刺された方が半数くらいおりました。事前の現地の確認等で十分防げるような内容なので、そのような指導をしております。

5ページにつきましては、多面的機能支払交付金のこれまでの推移になります。近年ですと、大体1,000程の組織数で推移しているという状況です。

6ページが市町村毎に取りまとめた表になります。こちら後程見ていただきたいと思っています。

7ページからが令和4年度の計画になります。取組面積としては75,276haということで1,000ha弱増える予定です。組織数についても985ということで7組織増える状況になっております。具体的な計画としては令和3年度とほぼ同様なのですが、面積拡大に向けた関係機関との調整や、各種研修会等で組織への支援等を中心に行っていきたいと思っております。

時間もありますので若干省略させていただく部分もありまして9ページ、こちらが広域化事務委託の進捗状況ということで、やはり人が居なくて参加する構成員の方々の数が減っています。あとは会計等役員になる方というのもなり手が居ない状況で、活動を継続できないという組織が出始めております。その解決方法の1つとして、組織がある程度まとまって広域化することによって事務負担の軽減や、あとは活動参加者の確保ということで進めている部分でございます。こちらは令和4年度に47組織ということで、広域組織が

県内に47ございます。広域化を進めてはいるのですが、なかなか現時点では横並びになっているような状況です。

少し長くなりましたが多面的機能の説明以上になります。よろしく申し上げます。

伊藤委員長：ありがとうございました。それでは、ただ今説明のありました内容につきまして、皆様から確認したい点や御質問・御意見等ありましたら御発言をお願いいたします。挙手していただければマイクをそちらにお運びいたします。いかがでしょうか。

確認ですが、この「ぐるみ」を見させていただいて、令和3年度に実施したアンケート調査結果が掲載されています。このアンケートは過去にどれくらいやっているのですか。

二階堂班長：多面の制度ができたのが平成26年度になりますので、それから継続的にアンケート調査は実施しています。

伊藤委員長：年度間で同じ質問もあるでしょうし、新しく新設された質問や無くなった質問もあると思います。例えば、同じ項目で10年近くの間どのようになら変わったのか、そういった特徴が整理されている資料はありますか？

二階堂班長：先程の質問でもあった委託でそのデータ整理もしております、どういう傾向になっているとか、今後の見込みといった部分は、今年度詰めて整理する予定になっていました。

伊藤委員長：はい、分かりました。今年度整理するということですね。おそらく実際にこれらの交付金事業に関与している農業者は、高齢化が進んで次々と作業をしている人の数も減っている。非農家も状況としては同じだろうと思います。そういった時に「じゃあこれからどうしたらいいのか」という話が出てくるのだと思います。一方で、農業生産は、平場ではスマート農業などが大区画圃場で進み、従事する人の数は少なくて済む。しかし、こういった農地や水路をはじめインフラの整備はある程度マンパワーが必要で、そのアンバランスがこれから拡大しそうだということが見えているわけで、そのギャップにどのように対応していくのか、解決しようとしていくのかといったところが、これからの課題と思います。その点に1番詳しいのは上野専門委員だと思うのですが、御意見はないですか。マイクを持って行きます。

上野専門委員：今、二階堂班長が言われたように、高齢化とともに事務関係をする方もなかなか大変になってきて、特に施設管理に関しては、うちの方は小さい集落なのですが、農家と非農家の方が半々位で、大体20人位で作業しているのですが、10人が非農家の方で、地域もしくは同じ鳴子温泉に住まわれている方に協力をいただいている状況です。

それから、施設関係については、ちょうど世界農業遺産の最上流帯にある穴堰というのがありまして、トンネルなのですが、その中間中間のずり出し穴が土砂払いする構造になっていて、できるだけ省力化するためにスルースゲートの設置を計画的にやっております。

ます。ただ如何せん作業度がちょっとなくて、山の中に入る作業なので、なかなかそのへん苦慮しているというのが現状です。状況的にはそんなところですよ。

伊藤委員長：はい。ありがとうございます。他に皆さんからや質問はどうでしょうか。はいどうぞ。古田委員。

古田委員：課題はいかにこれを継続していくかということだと思のですが、それで資料を読んでいますと、3ページの中段に組織の広域化や合併を進めるということ、あとは事務処理について農家の方々から話を聞くとかなり煩雑だ、大変だという話があるのですが、iv)、v)として、広域化・合併支援、あと事務処理・事務支援というのがありますが、具体的にどういうふうに進めていくのか教えてください。

二階堂班長：広域化等進める上で重要なポジションになるのが、各地域にある土地改良区が重要なポストになっていまして、今でも土地改良区で事務を担っている組織もかなりあるのですが、やはりそういう中心となる団体と連携を強化して、広域化や事務委託を進めようとしています。そのため、各土地改良区の実状を伺うために色々聞き取りや意見交換をさせていただいています。あとは広域化を進めるうえで各市町村の協力も不可欠ですので、各市町村とも意見交換をさせていただいているという状況であります。

古田委員：やはりなかなか広域化というのは進まないのですか。

二階堂班長：そうですね。なかなか進まないですね。ただ今後、沿岸部では復興事業がほとんど完成しておりますので、そういったところで「ぜひ今後は事務を担っていきたい」という土地改良区もございますので、そういったところで進めていきたいと考えています。

古田委員：すいません。あと1つだけ質問させてください。後ろの資料の10ページに田んぼダムの話がありましたけれども、いわゆる流域治水などということもあって進めようという話になっていると思うのですが、どのくらい導入されて加算が進んでいるのか教えてください。

二階堂班長：田んぼダムにつきましては、令和3年度から加算措置の対象になっています。取り組む地域に対して10aあたり400円の加算がなされるということで、令和3年度におきましては2組織のみですが、令和4年度につきましては、現時点で25組織がこの田んぼダムに取り組む予定になっております。

古田委員：ありがとうございます。

伊藤委員長：よろしいですか。はい。他はいかがでしょうか。まだ御意見はあるかもしれま

せんが時間が押していますので、先に進ませていただいて、最後にまた一括で皆さんから御質問を受け付けたいと思います。

それでは先にいかせていただいて、続いて「5 議事」の(2)です。中山間地域等直接支払交付金事業について、こちらも事務局から説明お願いいたします。

石川班長：はい。それでは私の方から中山間地域等直接支払交付金について御説明をいたします。申し訳ありません。座って説明させていただきます。

中山間地域等直接支払交付金の資料につきましては、資料2と書いてあるものと、先程と同様に中山間地域等直接支払制度というパンフレットを付けておりますので、この2つで説明させていただきたいと思います。

まず、多面的機能支払と同様に事業の制度の仕組みにつきまして、概略を説明させていただきます。パンフレットを御覧になっていただきたいと思います。この制度につきましては、平成12年度から始めておりまして、5ヶ年を1つの期ということでまとめております。現在は第5期対策に入っております、これが令和2年度から令和6年度までの5ヶ年間で今進めておるところでございます。

パンフレットを捲っていただきまして、まず「はじめに」でございますけれども、この直接支払制度の目的が書かれております。「農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国および地方自治体による支援を行う制度」ということで、条件不利に対する補正を行っていくという考えでこちらの交付金を活用しております。

それで捲っていただきまして、パンフレットの2ページになります。こちらから事業制度の概要を掻い摘んで御説明させていただきます。まずこちらの交付金ですが、条件不利な中山間地域等において、集落などを単位に農用地を維持・管理していくための取決め、協定を締結しまして、それに従って農業生産活動を行う場合に、面積に応じて一定額を交付するというものになっております。その下の1番から制度の対象となる地域や農用地について書いてございます。まず、地域振興立法で指定された地域において、傾斜があるなどの条件を満たす農用地ということで、その農地の対象ですが、まず(1)に法律が書かれておりますけれども、特定農山村法から始まりまして、小笠原諸島振興開発特別措置法まで、こちらの従来法律で満たす地域としておりましたが、第5期対策より棚田地域振興法も追加されまして、以上の法律で指定された地域においてこの制度が活用できます。また、都道府県知事が定めた基準を満たす地域ということで、各都道府県で定めた基準を満たしていれば、この交付金を受けられるというものになっております。対象農用地としては、田んぼ、畑、草地、放牧地といったものが対象となりまして、各地目別に傾斜が設けられております。傾斜区分で交付単価が変わってくるというものになっております。対象者ですが、こちらは集落などを単位とする協定を締結して、5年間農業生産活動を継続する農業者、こういった方々を対象としております。交付単価でございますが、その3の表を見ていただきまして、例えば田んぼですと急傾斜、それから緩傾斜と2つの区分に分かれておりまして、100分の1以上の緩傾斜ですと10aあたり8,000円、また、20分の1以上の急傾斜ですと10aあたり21,000円の交付単価というものが定められており

ます。交付金の使途につきましては、各協定参加者で話し合いをしまして、その地域の実状に応じて「どういったものに使うか」というのは、各協定で取り決めができるというものになっております。

3ページに「第5期対策から」ということで、先程もお話しした棚田地域振興法について書かれております。これは後程説明をいたします。

続いて4ページ捲っていただきたいと思えます。ただ今説明した交付単価でございますけれども、この単価は基本的に農業生産活動を継続するための活動のみであれば8割の単価とされております。それでこれを10割もらうためには、従来の第4期対策ですと、②の青いカッコ書き括弧してあるところに、A要件・B要件・C要件の中から1つ選択ということで、これらの活動を行わないと10割もらえないというものになっております。ですけれども第5期対策から、集落戦略を作成すれば10割の単価で交付していただけるというものになっております。こちらの集落戦略については、各集落協定で6年～10年後どういう形で営農していくかというものを描いていただいて、それぞれきちんと取り決めをしていくというものになっております。これらを行えば10割の単価で活動ができるというものでございます。

5ページから7ページまではその集落戦略の内容になっておりますので、後程見ていただきたいと思えます。

8ページになります。こちらは基本的な交付単価に上乘せする形で加算措置というものが認められております。8ページの①から捲っていただきまして10ページの⑤まで5つの加算措置が設けられております。例えば①ですと棚田地域振興活動加算ということで、先程お話しした棚田地域振興法、こちらの指定棚田地域に指定され活動が見込まれる地域であれば、この棚田地域振興活動加算が受けられるというものになっております。同様に②以降もそれぞれ活動すればもらえる加算となっておりますので、後程御覧になっていただきたいと思えます。

11ページ以降は制度の詳しい概要や、それから16ページ以降に取組の事例など載っておりますので御覧いただきたいと思えます。

それでは、資料2に移りたいと思えます。こちらで令和3年度、それから4年度、そして棚田地域振興法に係る取組について御説明をいたします。

まず1ページ目でございますが、こちらは令和3年度の実績でございます。まず取組面積につきましては、令和3年度の実績の欄を見ていただきますと、取り組んでいる市町村の数で13市町村、協定数は216、取組面積が2,221haとなっております。令和2年度に比べまして若干増えているというところでございます。交付額につきましては、令和3年度・令和2年度に比べて取組面積が増えておりますので、若干増えた332,021千円ということで取組を行っております。(3)の活動実績でございますが、担当者会議、研修会、それから支援体制の強化ということで抽出検査を行っております。市町村担当者会議は令和3年5月25日、研修会は令和4年2月1日にWeb形式で開催をしております。

捲っていただきまして2ページは市町村毎、また第1期から第5期までの実績ということで書いておりますので、後程御覧になっていただきたいと思えます。

3ページに移りまして、令和4年度の計画についてでございます。協定数は217、取組面積は2,263ヘクタールで、令和4年度の交付額は338,000千円を予定しております。主な変更点としましては、新規の協定が栗原市で追加されておまして、取組面積もその分変更になっているといったものです。それから加算措置で棚田地域振興活動加算が追加になっておりますので、そういったところが変更となっております。(2)の事業計画についてですが、こちらも令和3年度と同様にまず担当者会議、それから支援研修会などを行ってまいります。また同様に、指導及び支援体制の強化ということで抽出検査を行いまして、各協定の指導を行っていくといったものになっております。また、事業の評価と課題等の検討ということで、本委員会におきまして様々な課題の検討をしていくといったものになっております。④の実績状況の公表でございますが、これ毎年度行っております活動状況についてHPで公表をする予定でございます。⑤ですが、今年度第5期対策の中間評価年でございます。こちらの中間評価をこれから実施いたしますので、年度末本委員会におきまして、その結果の協議をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

捲っていただきまして4ページになります。こちら棚田振興法に係る宮城県の取組というものでございます。まずこの法律でございますが、令和元年6月に議員立法によって成立して施行されております。棚田地域振興法による指定棚田地域の指定を受けることによって、棚田地域振興関連事業ということで色んな優遇措置が取られておまして、事業の国庫の比率が上がるという措置を受けることができるものになっております。県内におきましては、令和4年2月9日に丸森町の旧大内村、大内青葉棚田が指定棚田地域に指定されまして、5月31日に指定棚田地域振興活動計画の認定を受けております。これによりまして大内青葉集落協定で直払の棚田地域振興活動加算の活用が可能になっております。それで(2)(3)と棚田の定義や措置の関係を書いておりますけれども、今年度、棚田地域の申請予定の市町村が1つございまして、登米市旧柳津村の沢田地区で指定棚田地域の申請をしたいというお話しを受けておりますので、また、本委員会において、活動内容について皆さんに確認していただくことになると思っておりますので、よろしくお願いたします。中山間地域等直接支払交付金につきまして、説明は以上でございます。

伊藤委員長：はい。説明ありがとうございました。ただ今の説明について、皆さんから御質問、御意見等ありましたら発言をお願いいたします。いかがでしょうか。この資料2の表紙の写真、丸森町の大内地区ですね。若いメンバーを見ると「地域おこし協力隊だろうなあ」と思いながら、色んな方々がこうやって中山間地域で資源管理に携わるといったことにこういった交付金を出しますということですね。宮城県の場合は、着々と棚田立法に基づきながら今年度も1件、登米の柳津村で申請が出てくる。あとは年度末に第5期対策の中間評価を委員会で行うということで、データ等を整理の上、来年の1月か2月ぐらいの第2回目までに、皆さんに事前に検討していただく準備をした上で、次回の委員会で皆さんから効果等について御意見いただくというスケジュールのようです。

いかがでしょうか。はい。では森本委員からお願いします。

森本委員：基本的なことで申し訳ないのですが、3ページですが、取組面積等と書いてありました217組織、取組面積2,263haということで、ざっくり1組織あたり10ha程度ということで、正直いってかなり1組織あたりの面積が大きいと感じたのですが、この1組織というのは市町村の単位なのか、例えば集落営農組織の単位なのか、こういった単位か教えていただけますでしょうか？

石川班長：協定になるのですが、こちらは市町村の単位では大き過ぎますので、そういった単位ではなく、森本委員が仰られたとおり集落営農組織の単位にほぼ近い形になっております。ですので、1つの集落で1つの協定といった形で進めている市町村がかなり多い状態です。

伊藤委員長：よろしいですか。今の森本委員の質問に関連して、2ページに交付金の市町村別一覧があります。どうしてもという要望ではないのですが、平成12年の第1期のスタートから見えていくと、最初は協定数が増えて、大体頭打ちになったところから増減を繰り返して、横ばいしないしは徐々に低下している傾向が見られるのですが、こういった地域で低下が著しいのか、その理由は何か、逆に踏みとどまっていたり協定を新しく立ち上げて上手くやっている地域には、どのような共通のファクターが働いているかなど、情報を整理してもらえると、皆さんから様々な意見が出てくるのではないかと思います。そういったことは可能でしょうか。

石川班長：はい。過去の資料があるものについては少し解析をかけたいと思いますので、次回検討していただく際には、そういった資料をお出しするようにいたします。

伊藤委員長：よろしく願いいたします。先程の多面的機能もそうですが、以前、滋賀県を訪れて多面的機能の取組など色々お話を聞かせていただくと、その地区の事務を担っている人は地域の人ではないんですね。他所の地域の人がNPO活動の一環として一生懸命事務作業などをやっている。たぶん地域によって多様なパターンがあると思うのですが、要は熱心な人がいないと多面的機能の取組もなかなか難しいと思います。その熱心な人がこういったバックグラウンドを持っている人なのかといったところが見えてくると、地域にあった対策も考えやすくなるのではないかと思います。

いかがでしょうか。他にこの中山間直払について。これもスキップして最後までいってから御意見いただくことでよろしいですか。はい。ありがとうございます。

それでは、「5 議事」の(3)に進みまして、(3)は、みやぎの地域資源保全活用支援事業についてです。こちら事務局から説明お願いいたします。

二階堂班長：はい。私から説明させていただきます。座って説明させていただきます。お手元の資料、右上に資料3とあるもので説明させていただきます。こちら始めに事業の概

要を簡単に説明させていただきたいと思います。

1番後ろのページになります6ページ、こちらが事業の概要になっておりまして、まず事業目的としては、中山間地域において、農地や土地改良施設等の地域資源の利活用や、保全活動、こういったものを支援する事業になっています。あとは地域住民活動を推進する人材の育成という部分も主目的において実施している事業になります。

こちらの財源が基金になっておりまして、平成5年から平成9年まで造成した660,000千円、こちらを原資に事業を展開しています。この積立の拠出割合としては国で3分の1、県で3分の2を積み立てているという状況です。令和3年度末の基金の残高が667,028千円ということで、この基金を有価証券等、地方債等で運用しておりまして、今まで金利が高かったのも、その運用益でほぼこの事業は進められておりました。そのため、基金の元本以上に今7,000千円程あるという状況になっています。ただ有価証券等も金利が10分の1位に今なっておりますので、今後この基金を切り崩して事業を展開していくという内容になります。国の要綱要領や、右側に県の要綱要領等がありますが、こちらは読んでいただきたいと思います。

事業の内容ですが、令和4年度については予算額としては13,000千円の予算でございます。この事業は3つの事業に分かれております。(1)の「地域資源に係る調査研究事業」につきましてはここに書かれているとおりなのですが、具体的にいいますと地域資源の調査や、保全マップの作成というものが具体的にできるような事業になっています。

(2)の「ふるさと・水と土指導員等研修事業」が人材育成の部分で、研修会やセミナーの開催といったものの費用に使える事業になっています。特徴的なのは②です。「世界農業遺産の人材育成に係る教育機関との連携」ということで、後程詳しく話しますが、農業大学校と県内にある農業高校と連携して人材育成という部分も進めております。(3)としては、「地域資源の保全活用推進事業」ということで、当委員会の開催運営や、環境配慮、親水施設等の地域住民が参画した保全活動への支援です。各施設において地域で保全隊というのを作っていただいて、そちらで保全管理、利活用の活動、そういったものに対しても支援をさせていただいております。

事業の流れとしては、中段右手にあります但し県から1番上に事務所とありますが、県の出先の事務所でも事業も行えることになっておりまして、県の事務所でも事業を実施するほか、ほとんどが市町村から地域の保全隊に補助金するという流れになっております。

最初に戻らせていただいて、1ページを開いていただいて、令和3年度の実績になります。令和3年度については当初16,000千円程度の予算ですが、最終的に12,000千円程度の予算になっております。(1)に基金の運用見込みということで、令和3年度実績が載っております。基金の元本としては667,028千円になっています。1番下段で基金運用益とありますが、3,990千円の運用益となっております。これは、1番左手に書いていますが、これまで5,000千円以上超えるような運用益がずっとあったのですが、段々少なくなってきたという状況です。(2)が主な取組ということで、①「ふるさと水と土指導員・保全隊に対する補助」ということで、県内10の保全隊に対しまして活動の支援をさせていただいております。②が「みやぎのふるさと農美里フォトコンテストの開催」と

ということで、こちらは農業農村の魅力を幅広く発信するために、フォトコンテストを開催しております。この資料の表紙がちょうど昨年知事賞を受賞した写真になります。このようなかたちで県のパンフレットや資料等に色々活用させていただくほか、県庁1階ロビーにおいても展示して幅広く広報している状況です。

2ページについては、人材育成ということで研修会等の開催について記載させていただいております。④の地域住民活動促進事業については、先程、事務所でもできますとお話ししたのですが、事務所が提案した事業であるアについては、世界農業遺産の絡みで施設の由来や歴史を調査してデータベース化、また、啓発資料を作成したという展開をしております。この地域文化等継承活動支援事業ということで、先程課長から話があった「鬼首神楽」の活動の支援等も令和3年度は行っておりました。1番下段は成果目標に対する実績ということで、このようになっております。

3ページからが令和4年度の計画になります。ほぼ同様の取組にはなるのですが、まず(1)の①として、令和3年度10団体だったのですが、令和4年度は新しい保全隊が生まれましたので11団体に対しての補助金の支援、あとは継続的にフォトコンテストの開催、あとは研修会も継続的に開催させていただきたいと思っております。あと地域住民活動促進事業ということで、事務所提案等の事業を展開していきます。今、事務所と調整している最中ではあるのですが、蔵王町においては、「歴史的な分水工の利活用の調査をしたい」というお話が来ております。あと名取市においては景観配慮の水路を整備したのですが、その際に、希少種の魚であったり貝というものが確認されておりましたので、今後モニタリング調査をしたり環境学習に活用したりということで、地域の方と話し合いを進めていくということで事業を展開する予定になっていました。一番下段ですが、先程お話しした「鬼首神楽」につきましましては、今年度から、当課で所管している集落体制づくり支援事業で実施していくということで切り替えましたので、その記述がございまして。

4ページ目については人事育成ということで、先程お話しした農業大学校や農業高校との連携ということで、農業大学校につきましましては昨年から連携させていただいております。資料の5ページに、カラーの横の表になりますが、世界農業遺産を普及又はその地域の農地を担う人材の育成の一環といたしまして、1年次については全学部の学生対象として、世界農業遺産の授業を実施しております。2年次につきましましては、実際に現場に行つて農村環境を学ぶということで生き物調査を実施したりと、こういった部分の講師派遣の寄与であったり、バスの借上げ等そういったものを支援させていただいております。農業高校につきましても今年度は3校ということで、現在調整中ですがこちらも大崎耕土にあります南郷高校と加美農業、あと小牛田農林ということで3つの農業高校と連携するという予定になっております。

1番最後が成果目標ということで、今年度新たに計画を作った目標の数値を載せさせていただいております。私からの説明は以上になります。よろしく願いいたします。

伊藤委員長：はい。説明ありがとうございました。今の説明内容について確認したい点、質問等ありましたら御発言お願いします。1番最後の4ページに、成果目標としてKPIの

数字が出ています。まったくの素人なので分からないのですが、上野専門委員から見て妥当な数字ですか。

上野専門委員：うちの地域を紹介すると、多面的機能支払交付金と併せて保全隊に係る部分ということで、使う用途が違うので、こちらについては少額でもそれなりの効果を発揮していますし、先程紹介しなかったのですが、支援をいただく中で、南郷高校の子ども達に春先、水路の土砂払いなどを社会貢献というような形で参加していただいて、その中で、地域でとれる低アミロース米の「ゆきむすび」のおにぎりをお昼に出して豚汁でお礼方々というような作業で、うちのご婦人方もそこで交流するので、ある意味地域との交流も含めて進められるというところなんです。ハード的な大きな金額ではないのですが、少額でもそういう交流の一助になるということで非常に助かっています。

伊藤委員長：はい。ありがとうございます。質問が無ければ、全体的な感想でも結構です。ないしは、「こういう考えはどうですか？」という意見でも構いません。最初に専門委員の後藤専門委員、上野専門委員の順で、あと委員の方をお願いしたいと思います。それでは後藤専門委員からお願いいたします。

後藤専門委員：加美よつばの後藤と申します。資料1の9ページなのですが、いわゆる事務の広域化ということでございます。うちの方でも広域化している組織というのはあるわけですが、将来的に誰がどのようにしていくのかという思いで話をしているのですが、実は私もこれに先立つ農地・水の事業について、19年から5年間ぐらい実際にパソコンを叩いて事務局の仕事をしていたのですが、こんなに複雑になっているのかと改めて思ったというのが1つと、事務を譲ったのですが大変だろうなという思いです。広域化した方が良いだろうなど。うちの地区も石母田という大きな所を抱えておりますので、そういうことも1つの参考になるのかなという思いと、実は地域の事務局というのは、集落営農も集落全体の行事も色々な事務局を担っているわけです。農水省が「農村RMO」という考え方を出したじゃないですか。この持っていきかたというか、いわゆるそのことがなりわい課のベースになっているのではないかなと私は勝手に思っています。色々な施策がある中で、あるいは福祉も含めて集落全体のことに取り組んでいく中で、その組織をある意味まとめていくという大きな視点が必要な気がして、ここにやっていくとですね、現場に落とされると実は大変だということがあって、そこを見据えた農政も含めた田舎の集落の在り方というものを見据えて欲しいという思いがしたということを感想として述べたいと思います。以上です。

伊藤委員長：はい。ありがとうございます。非常に重要な問題提起だと思います。では上野専門委員の方からよろしく申し上げます。

上野専門委員：初めてこういう検討委員会に参加させていただいたのですが、色々な制度が

あっても担う人材が揃っていかないと、なかなか厳しい部分がありますので、そういったところを地域の中でも将来的に次の担い手をどうするのか、それが一番です。ですので、後継者も当然のことながらUターンだったりIターンだったりそういった形で、地域を次に担う人の確保ということで、地域全体で考えているというのが現状です。一番人材が確保されないとなかなか先に進まないというのが実際のところなので、そういった部分を今後努力していきたいと思っております。

伊藤委員長：はい。ありがとうございます。それでは委員の皆さんからも御意見いただければと思います。名簿順で古田委員からお願いいたします。

古田委員：今日はありがとうございました。先程も大体お話ししたのですが、やっぱりいかに継続していくかというところが1番大切なのは言うまでもないのですが、何故広域化が進まないのかということをお教えいただきたいのと、あとは事務処理とかの問題、あとは昨年度のアンケートの結果の中で、担い手の育成や担い手をどう取り込んでいくかということが新たな質問として入っていますが、このへんをどう評価していくのか、今後どのように活かしていくのかというところを更に御検討いただければということです。以上です。

伊藤委員長：はい。ありがとうございます。質問に対する回答は後で一括してお願いします。続いて江畑委員の方からお願いします。

江畑委員：はい。やはり最終的には人の問題に行きつく気がしております。いずれ平場であれ、中山間であれ何かをする時に中心となって動く人、これが重要になってくるかと思うのですが、本来であればその地域の中でそういった人が育てば良いのですが、そこがなかなか難しければ他所から引っ張って来るということ、例えばそういうことで地域おこし協力隊の人たちも色々活躍する場面が出てくるのだと思うのですが、更にそういったことが無ければ交流人口ということで、必要な時にだけ関わって来てくれるという、そういった部分も必要になってくるのだろうと思います。

そういった中で、農山漁村交流拡大プラットフォームのような民間の人たちも色々巻き込んで地域に繋いでいくような事業ですとか、あとは5ページにある「多様な人材の活用」ということで、県職員のパラレルキャリアモデル事業のような形で、こういった方々も引っ張りこむなど、色々多くの人を巻き込みながら進めていくというところに支援しているという部分は非常に良いと思いますので、そういった部分の成功事例、小さな成功事例もどんどんとPRしながら、横展開できるような形でこれからも進めていくと良いのかなと感じたところです。

伊藤委員長：はい。ありがとうございました。続いて齋藤委員お願いいたします。

齋藤委員：今日はありがとうございました。私も多様な人材の活用による地域づくりの推進のところで、大学生との連携も今年度の予定に入っておりますので、なかなか大学生がすぐすぐこちらの事業の事務方になるということではないと思うのですが、やはり若い方の視点もこれからも継続的に取り入れていくことが大事ではないかと思っておりますので、こちらにも力を入れて続けていただければと思います。以上です。

伊藤委員長：はい。ありがとうございました。では森本委員お願いいたします。

森本委員：今日はどうもありがとうございました。私はこの春に仙台に来たのですが、宮城県の初心者、宮城県農政の初心者という点からお話しをしたいと思うのですが、今日お話しいただいた中で、令和のむらづくりの中では解決方向として「ひと・もの・こと」この3点が大切だということだったのですが、特に皆さんのお話しをお聞きすると、特にその中でも「ひと」の重要性というものを改めて再認識したということが1点、これは感想ですが。あともう1点が、私は政府系金融機関の人間なので半分行政的な意味合いからですが、今日の説明の中で、みやぎの地域資源保全活用支援事業ではKPI目標があったのですが、その前の2つの事業、多面的機能支払交付金事業と中山間地域等直接支払交付金事業では、なかなかKPIの目標が立てづらいのかもしれませんが、KPIの目標があっても良いのかなというのが感想です。以上です。

伊藤委員長：はい。ありがとうございました。この段階でなりわい課から、いくつかの質問に対して回答できるものがあればお答えいただけますか？

佐藤課長：後藤専門委員からお話しいただきました「農村RMO」ですね。非常に重要な考え方だと思います。従来の取組ですと、その事業や行事毎に組織がいくつも集落の中で存在していて、ただやれる人間というのは決まっています、全部がそういった方々に集中していくというところでもかなり負担があって、なかなか事務の手続きなどが継続してやられるというが、かなり負担が大きくなってきているということも事実かと思っております。私どもでもRMOの形成の推進事業ということで、まずは今ある地域で、今までのように農業だけじゃなくて、福祉などの生活を含めて地域で支え合う形を作っていくという部分について、どういった取組をするべきかという計画づくりといったものを行うような事業を本年度から開始をしております。現在、こういった取組で、地域の戦略をどう立てていくかというところを支援する事業を今年度から募集して行っておりますので、なかなか今までその域までを見据えた計画というのは、集落の中で作られた部分はないと思いますので、こういった事業を活用しながら、まずモデル的な所を作っていくって、それを色々な地域で波及させていければというふうに思っております。そういった取組を進めてまいりたいと思っております。

二階堂班長：古田委員からありました「広域化が何故進まないのか」というお話しですが、

広域化で県内でも優良な事例としては、豊里で1,100ha程の面積の広域化をしているところがあります。それは17の集落で広域化をしたという事例で、事務も土地改良区が担っているという優良地域なのですが、そこで広域化に至るまで3年程度掛かっています。というのが、実際、多面に取り組んでない地域も含めて全体で取り組んでいただいたのでその説明や、集落間で日当が違っていたりやり方が違っていたりということで、そういった部分で合意を取り付けるのにかなり根気強い説明を要したというお話を聞いています。そのへんが、広域化がなかなか進まない部分なのかなと思っておりまして、ただ5年後10年後を見た時に、実際どうやって農地を管理していくのかという根気強い説明をして、広域化まで取り付けたという事例がございますので、そういう根気強い説明が必要になってくるのかなと県としては考えていました。

伊藤委員長：よろしいですか。はい。最後は私の感想めいた意見です。現在、農林水産省が農業DXという言い方で、一生懸命デジタル化を進めようとしています。昨年でしたか、東北農政局の仕事で評価案件があったのですが、DXでやっていますというのでクラウドのファイルにアクセスして結果を入力できるのかと思ったらまったくそうではなく、申請案件がPDFファイルで本省に上がっていただけで、私の手元に来たら全部それをまた印刷しなければいけない。「なんなんだろうな」と思いながら評価作業をしたことを思い出しました。ただ、現在DXを担当している知人によると、農林水産省でも随分とDXには本腰を入れているようで、もう少し時間が掛かるらしいですが、運用開始の段階では随分と手続きも簡素化し、入力も分かりやすさを重視したシステムになると聞いています。それが早く実現することを願っています。

今日の説明では、現在、中山間地域等直接支払の第5期で、今年度に中間評価があるとのこと。平成12年にこの制度がなんでできたのかということ、その当時の世界の国際交渉や貿易ルールの背景に、経済的な取引を「マーケットに任せましょう」という流れが強くあって、そういった流れの中で日本の農林水産業には競争力がない。そこで「どうしたら良いのか」と考えた時に、ヨーロッパの環境直接支払に着目し、日本なりにこういう中山間直払や多面的機能支払、そして農地・水といったような仕組みができたわけです。それが20年以上継続していて、「じゃあその効果はしっかりと出ているのか」「それで良いのか」といった検証がその都度行われ、なんとか中山間直払等も充実するようになってきた。ただ、皆さんからお話があったように、それに携わり牽引してきた人たちだけでなく、それらの交付金事業や地域資源の保全に取り組んでいる人たちも高齢化が進み、後継ぎが居なくなっている。非農家の人たちの参加も少なくなっている。その中で期待したいことは、それらの取組に共感する人たちを増やしていく活動です。今から10年ぐらい前のことですが、私は学生と一緒に、仙台の愛子にあるサイカチ沼の水が、広瀬川に流れ出てから途中取水され、市内の暗渠を通りながら田んぼを潤し、最後は仙台東部の太平洋に出ていく様子を歩いて見て回りました。仙台市では、土地改良区の協力を得ながら、水利ウォーキングという同様のイベントが行われていたのですが、そういった事業があるとは知らず、学生共々2年ほどやってみました。そこからは、「自分達の足元にそういうイン

フラがあって数百年米づくりが続いているんだ」という発見と共に、非常に多くのことを学ばせていただきました。そういったことを多くの県民にどうやって理解してもらい感動してもらうのか、そこをしっかりと評価する必要があるだろうと思います。上野専門委員からも「やっぱり少額であっても効果あるよ」と言われると、なおさらそう思います。本当は、小学校の1学年で1週間程度農山漁村に滞在して様々な体験をしましょうという「子ども農山漁村交流プロジェクト」がきちんと機能してくれるといいのと思うのですが、現実はなかなかそういかないようです。ほかにも、宮城には「みやぎ食と農の県民条例」があるので、県民に農山漁村の多面的機能を体験する・学ぶ企画がたくさんあるとよいのではないかと思います。意外とそういう企画のなかには、補助金とか交付金をあてにするのではなく、自腹でお金払ってでも参加したいと思わせる取組が沢山できると思います。

年度末にもう1回検討委員会があるというスケジュールですが、事務局の皆さんの説明を聞いていると、限られた時間の中では委員・専門委員の皆さんからアイディアのほんの一部しか引き出せていない気がしています。そういう意味では、それぞれ1つ1つの事業でも良いですし、なにかのテーマがあった時に委員会という形ではなく懇談会とか、懇話会のような形でも良いと思います。そのような機会を作って、今日参加できなかった委員・専門委員の方々の声も聞きながら、また必要に応じて専門家の先生など詳しい人にも参加していただいて、たくさんの多様なアイディアを集めて、それで今期2年の間に総力戦でしっかり立ち向かえるような、そういう形・姿が見えてくるようになれば良いかなと思いました。

今日は、委員・専門委員の皆さんに同じスタートラインに立って共通認識を持ちましょうということ、改めてイチから勉強させていただくよい機会だったと思います。引き続きどうぞよろしく願いいたします。今日はこれで終わりたいと思います。これで座長の任を下させていただきます、進行を事務局にお返しします。どうもありがとうございました。

司会：伊藤委員長、どうもありがとうございました。本日賜りました貴重な御意見・御助言等につきましては、今後の農村振興施策の推進に反映させてまいりたいと思っております。

なお、冒頭にもお話しさせていただきましたが、本日の委員会の議事録は公開となります。後日、事務局で作成した議事録案をメール又はファクシミリでお送りさせていただきますので、お手数ですがけれども、委員の皆様には内容の御確認の方をお願いできればと思っております。

それでは最後に、当農山漁村なりわい課 佐藤課長から閉会の御挨拶申し上げます。

佐藤課長：各委員の皆様には長時間に渡り御審議いただきまして誠にありがとうございました。伊藤委員長には進行をいただきましてありがとうございます。

本日賜った色々な御意見については、今後当課の事業の推進にしっかりと役立てていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。併せて、本日は資料を持って口頭で説明をさせていただいたという状況でございますけれども、色々コロナ等の

令和4年度第1回宮城県農村振興施策検討委員会

関係もあるのですが、可能であれば我々が今色々支援をしている現地に御案内して、中山間地域の現状等を御覧いただきながら、更に有効な御意見をいただければなと思っていきますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

引き続き本年度、1年間よろしくお願ひしたいと思ひます。本日はどうもありがとうございました。

司会：ありがとうございました。以上をもちまして、令和4年度第1回宮城県農村振興施策検討委員会を閉会いたします。皆様お疲れ様でした。ありがとうございました。